

小樽市地域ケア個別会議設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小樽市地域ケア会議設置運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第2号の規定に基づく地域ケア個別会議の実施細目を定める。

(会議の構成)

第2条 地域ケア個別会議の種別は、次のとおりとする。

- (1) 地域ケア個別会議（生活援助の訪問回数の多いケアプラン検討型等）
- (2) 地域ケア個別会議（支援困難ケース等検討型）

(構成員等)

第3条 地域ケア個別会議の構成員は、会議の協議内容に応じて、各地域包括支援センターが、市職員、地域包括支援センター職員（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等）、介護支援専門員、介護事業者、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、民生児童委員等から選定する。

(会議内容及び会議における協議事項)

第4条 地域ケア個別会議は、要綱第3条第1項第1号から第3号及び第6号に規定する事項を所掌し、会議の協議内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 介護支援専門員など支援者が困難を感じている事例に関する事。
 - (2) 支援が自立を阻害している事例に関する事。
 - (3) 支援が必要と判断されるがサービスが導入されていない事例に関する事。
 - (4) 権利擁護に関する事。
 - (5) 介護保険法施行規則第140条の72の2第1項第2号に規定する指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の2及び3の規定に基づき届け出られた居宅サービス計画に関する事。
 - (6) その他、協議を必要とする事項に関する事。
- 2 前項各号を通じて、各地域包括支援センターは、地域ケア個別会議での協議により共有された地域課題を要綱第4条第1項第1号に定める地域ケア推進会議において提起する。

(地域ケア個別会議（生活援助の訪問回数の多いケアプラン検討型等）の実施方法)

第5条 地域ケア個別会議（生活援助の訪問回数の多いケアプラン検討型等）は、第4条第1項第5号の事項を協議する。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、第4条第1項第5号に規定される厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）で定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画（以下「多数回ケアプラン」という。）を作成した場合は、作成した日の属する月の翌月末までに、次に定める書類を小樽市に提出する。
 - (1) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画届出書

- (2) 多数回ケアプランに関する帳票
 - (3) アセスメント記録
 - (4) サービス利用表及びその別表
 - (5) サービス提供事業所の計画（訪問介護計画等）
- 3 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、第4条第1項第5号に規定される厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件（区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつその利用サービスの6割以上が訪問介護サービス）に該当する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した場合は、次に定める書類を小樽市に提出する。
- (1) 居宅介護支援事業所単位で抽出する居宅サービス計画届出書
 - (2) 居宅サービス計画書
 - (3) アセスメント記録
 - (4) サービス利用表及びその別表
 - (5) サービス提供事業所の計画（訪問介護計画等）
- 4 小樽市は、第2項及び第3項に規定する書類の提出があった場合は、各地域包括支援センターに送付し、各地域包括支援センターは、検討のため地域ケア個別会議（生活援助の訪問回数の多いケアプラン検討型等）の開催の要否について判断する。
- 5 地域ケア個別会議（生活援助の訪問回数の多いケアプラン検討型等）では、会議開催月の前月末までに提出された多数回ケアプラン等について、自立支援・重度化防止及び社会資源の有効活用の観点から、多職種により専門的助言と確認を行う。
- 6 地域包括支援センターは、会議後30日以内に、地域ケア個別会議実施記録（様式第1号）を小樽市に提出し、介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業所に通知する。

（地域ケア個別会議（支援困難ケース等検討型）の実施方法）

- 第6条 地域包括支援センターは、地域ケア個別会議（支援困難ケース等検討型）を随時、開催し、第4条第1項第1号から第4号及び第6号の事項を協議する。
- 2 地域包括支援センターは、会議後翌月15日までに、地域ケア個別会議実施記録（様式第1号）を小樽市に提出し、必要に応じて介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業所等に通知する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月16日から施行する。

様式第1号

地域ケア個別会議実施記録

1. 開催日時等

開催日時	年 月 日
会議名	地域ケア個別会議 (生活援助の訪問回数の多いケアプラン検討型等) (支援困難ケース等検討型)
開催場所	
参加者	

2. 地域ケア個別会議の概要

事例番号	性別	年齢	要介護度	世帯構成	利用サービス

【事例 ○】

介護支援専門員	
提出資料	
地域ケア個別会議の機能	個別課題解決・ネットワーク構築・地域課題発見
協議内容	
助言事項	
地域課題 ① 検討されたニーズ ② 各種サービスの問題点 ③ 支援のあり方等	